

都市計画の概要

令和4年4月

新城市 建設部 都市計画課

目 次

1	新都市の位置及び地勢	1
2	新都市の沿革	1
3	都市計画の目的	2
4	都市計画の基本理念	2
5	都市計画のしくみ	2
6	都市計画法の位置づけ	3
7	都市計画関連法等のあゆみ	4
8	都市計画の審議	5
9	都市計画の指定並びに決定状況	6
	I. 都市計画区域	6
	II. 市街化区域及び市街化調整区域	6
	III. 用途地域	6
	IV. 特別用途地区	7
	V. 準防火地域	9
	VI. 都市計画施設	
	(1) 道路	9
	(2) 公園	10
	(3) 下水道	11
	(4) ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）	12
	(5) 火葬場	13
	VII. 地区計画	13
10	都市計画施設事業実施状況	
	I. 街路事業	15
	II. 公園事業	15
	III. 下水道事業	16
	IV. 土地区画整理事業	16
11	準都市計画の指定並びに決定状況	
	I. 準都市計画区域	17
	II. 特定用途制限地域	17

1 新城市の位置及び地勢

新城市は、愛知県の東端、東三河のほぼ中央に位置している。東は静岡県浜松市、北は設楽町・東栄町、西は豊田市・岡崎市、南は豊川市・豊橋市と隣接している。さらに広域的には、飯田市・浜松市・豊橋市を頂点とする三遠南信トライアングルエリアの一角に位置している。

市域は、東西29.5km、南北27.3kmで総面積499.23㎢と広く、東経137度30分、北緯34度53分、海拔約53.9mに市役所が位置する。

市域の約8割は森林で、地形や植生などの多様性と特殊性から多くの面積が国定公園や県立自然公園に指定されている。豊川水系と矢作川水系の水源涵養のほか土砂災害防止・土壌保全など多様な役割を担っている。

年間平均気温は、平坦部で約15℃、山間部では約12℃で、比較的温暖な地域とやや冷涼な地域に分かれている。

2 新城市の沿革

新城市は、平成17年10月1日に新城市・鳳来町・作手村の3市町村が新設合併して誕生し、新たな歴史を歩み始めた。

新城市は、日本史上有名な長篠の戦い（長篠・設楽原の戦い）の舞台となった土地である。戦いの後、長篠城主として戦功のあった奥平信昌は、この地方を所領し、郷ヶ原に新城を築いた。城の周辺は城下町として、また、豊川を遡行する舟運と伊那街道を下る陸運との結節点としても栄えた宿場町であり、今日の市街地形成の礎となっている。

開山1300年を超えた鳳来寺をはじめとする多くの名勝や室町時代に築かれた亀山城をはじめ各所に史跡があり、豊かな自然にまつわる物語もある。

明治時代以前から物流の動脈として「秋葉街道」「伊那街道」「別所街道」が整備され、街道の分岐点は、宿場町として栄えた。現在は、飯田市と豊橋市を結ぶ国道151号、浜松市と高山市を結ぶ国道257号及び浜松市と豊田市を結ぶ国道301号が、広域幹線道路としての役割を果たしている。

鉄道は、明治31年に豊橋から新城まで開通し、明治33年には大海まで延長した。さらに大正12年に三河川合まで、昭和8年に東栄まで開通し、現在では、JR飯田線となり市民の重要な生活基盤として利用されている。

合併前3市町村の沿革は、次のとおりである。

新城市は、昭和30年に5町村が合併し新城町に、同33年に市制を施行した。

鳳来町は、昭和31年に8町村が合併し誕生した。

作手村は、明治39年に9村の合併により誕生し、その後、昭和23年11月に下山村の一部を吸収合併した。

3 都市計画の目的

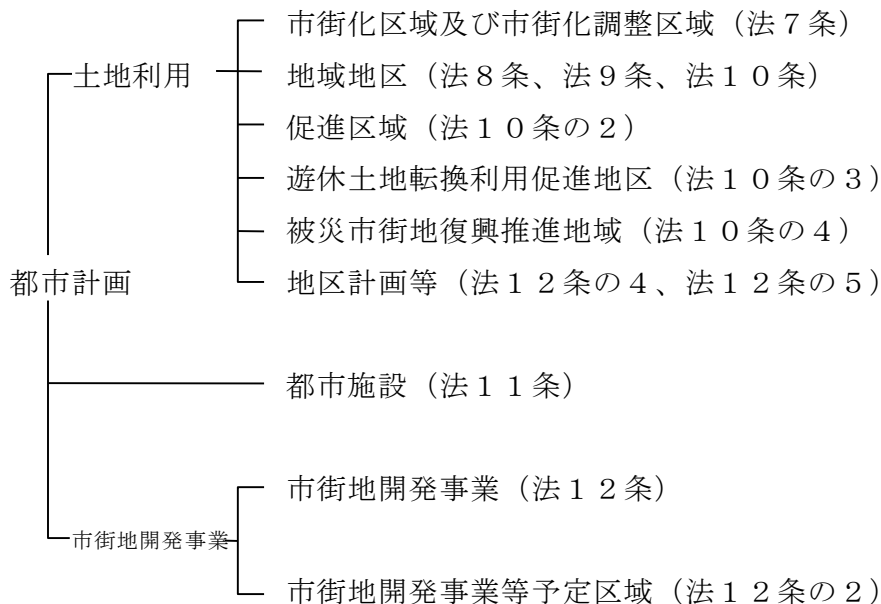
都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること（法1条）

4 都市計画の基本理念

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと（法2条）

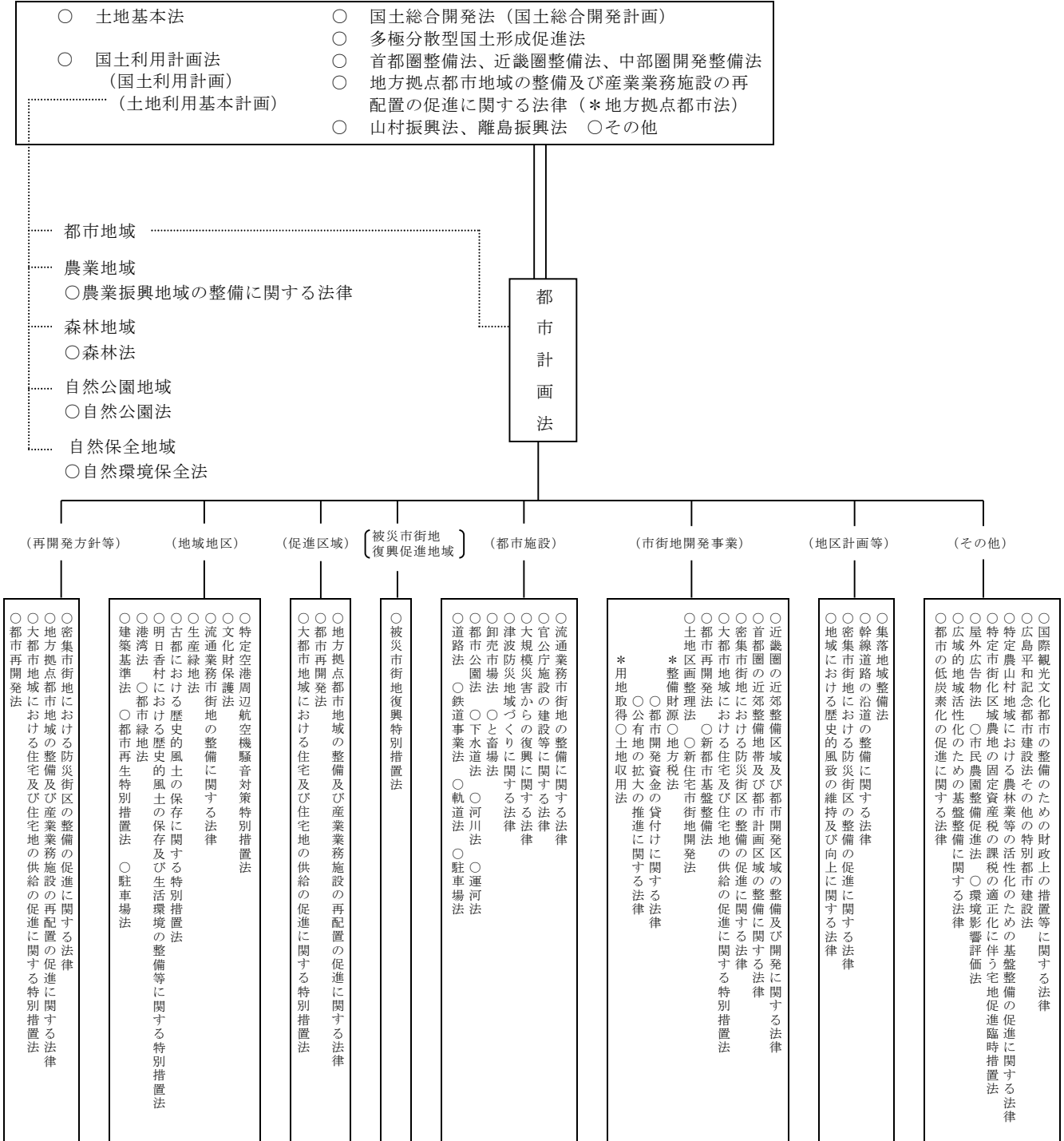
5 都市計画のしくみ

- (1) 都市計画区域（法5条）、準都市計画区域（法5条の2）
- (2) 都市計画体系図（法定都市計画…9種類）



6 都市計画法の位置づけ

都市計画法関係法令体系



「都市計画法の運用」より

7 都市計画関連法等のあゆみ

明治 21 年	東京市区改正条例の制定
大正 8 年	都市計画法（旧法）の制定
昭和 24 年	屋外広告物法の制定
昭和 25 年	建築基準法の制定
昭和 29 年	土地区画整理法の制定
昭和 31 年	都市公園法の制定
昭和 32 年	駐車場法の制定
昭和 33 年	下水道法（新法）の制定
昭和 38 年	新住宅市街地開発法の制定
昭和 41 年	流通業務市街地整備法の制定
昭和 43 年	都市計画法の制定
昭和 44 年	都市再開発法（新法）の制定
昭和 48 年	都市緑地保全法の制定
昭和 49 年	生産緑地法の制定
昭和 62 年	集落地域整備法の制定
平成 3 年	生産緑地法の一部改正
平成 4 年	地方拠点都市法の制定
平成 4 年	都市計画法及び建築基準法の一部改正 <ul style="list-style-type: none">・用途地域制度等の整備・誘導容積制度の創設・市町村の都市計画に関する基本方針の創設・地区計画制度の拡充・開発許可制度の改善・都市計画区域外の区域の建築制限の合理化・木造建築物に係る制限の合理化等
平成 6 年	都市緑地保全法の一部改正
平成 7 年	都市緑地保全法の一部改正
平成 10 年	都市計画法の一部改正 <ul style="list-style-type: none">・都市計画決定権限の見直し等・特別用途地区の多様化・市街化調整区域における地区計画制度の拡充
平成 10 年	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法（新法）の制定 <ul style="list-style-type: none">・市町村の役割の重視（住民、商業者などの意向を十分に反映するため市町村の役割を重視）・市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進
平成 11 年	都市計画法の一部改正 <ul style="list-style-type: none">・都市計画決定等に対する国又は都道府県の関与の明確化・市町村都市計画審議会の法定化等
平成 12 年	都市計画法の一部改正 <ul style="list-style-type: none">・都市計画に関するマスタープランの充実、線引き制度及び開発許可制度の見直し・良好な環境の確保のための制度の充実・既成市街地の土地利用規制の合理化・都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の導入・都市計画決定システムの透明化と住民参加の促進
平成 13 年	都市計画法及び建築基準法の一部改正 <ul style="list-style-type: none">・施行期日を定める政令・施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

平成13年	都市緑地保全法の一部改正
平成14年	都市再生特別措置法の制定 都市計画法及び建築基準法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の提案制度の創設及び地区計画制度の拡充 ・建ぺい率等の選択肢の拡充
平成15年	構造改革特別区域法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特別区域内における屋外広告物申請の改正
平成16年	都市緑地保全法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・題名を「都市緑地法」に改める ・都市公園の整備の方針等を追加
平成18年	景観法の制定 都市緑地法、都市公園法、屋外広告物法の一部改正 都市計画法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制制度の拡充 ・大規模集客施設の立地規制の強化
	中心市街地活性化法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・題名を「中心市街地の活性化に関する法律」に改める ・国による「選択と集中」の仕組みの導入
	建築基準法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認及び検査の厳格化
平成23年	都市計画法の一部改正（第1次一括法） <ul style="list-style-type: none"> ・市決定の都市計画に係る都道府県知事の同意の廃止
	都市計画法の一部改正（第2次一括法） <ul style="list-style-type: none"> ・地域地区・都市施設等の都市計画決定権限の委譲
平成24年	都市の低炭素化の促進に関する法律の制定
平成26年	都市再生特別措置法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画制度の導入
平成30年	都市緑地法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな用途地域として田園住居地域の新設

8 都市計画の審議

新城市都市計画審議会条例（平成17年 条例第171号）

- （所掌事務）
1. 新城市決定の都市計画に関する調査、審議
 2. 愛知県決定の都市計画に対する市の意見に関する調査、審議
 3. 新城市が策定する行政計画等の調査、審議
 4. 都市計画に関する関係行政機関への建議

（組織）次に掲げる者のうち市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する

- 学識経験者
- 市議会議員
- 関係行政機関、市民

新城市都市計画に関する公聴会規則（平成17年 規則第134号）

新城市地区計画等の案の作成手続きに関する条例

（平成17年 条例第172号）

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例

（平成21年 条例第33号）

（令和4年 条例第9号）

新城市都市計画に関する計画提案に係る規模を定める条例

（令和2年 条例第28号）

9 都市計画の指定並びに決定状況

I. 都市計画区域

昭和35年12月24日 建設省告示 第2771号
 平成22年12月24日 愛知県公告

東三河都市計画区域(再編) (新城管内都市計画区域 11,794ha)
--

(平成29年版土地に関する統計年報(平成29年4月1日現在))

II. 市街化区域及び市街化調整区域

昭和45年11月24日 愛知県告示 第925号
 昭和53年 9月 1日 愛知県告示 第957号
 昭和58年11月11日 愛知県告示 第1060号
 平成 2年12月26日 愛知県告示 第1166号
 平成12年10月31日 愛知県告示 第872号
 平成22年12月24日 愛知県告示 第753号

決定年月日	市街化区域	市街化調整区域
昭和45年11月24日	400ha	11,360ha
昭和53年 9月 1日	461ha	11,299ha
昭和58年11月11日	464ha	11,296ha
平成 2年12月26日	490ha	11,304ha
平成12年10月31日	536ha	11,258ha
平成22年12月24日	536ha	11,258ha

*有海61ha

*下川2.5ha 東入船0.2ha

*富岡・黒田20ha 滝ノ上2ha 中野・井道・桜淵4ha

*一畝田・黒田46ha

*新城市内

III. 用途地域

昭和46年 2月15日 愛知県告示 第112号
 昭和47年 9月16日 愛知県告示 第752号
 昭和53年 9月 1日 愛知県告示 第966号
 昭和54年12月21日 愛知県告示 第1314号
 昭和58年11月11日 愛知県告示 第1060号
 昭和60年 4月15日 愛知県告示 第433号
 平成 2年12月26日 愛知県告示 第1167号
 平成 7年12月 1日 新城市告示 第49号
 平成12年10月31日 新城市告示 第48号
 平成14年 3月29日 新城市告示 第16号
 平成21年 3月30日 新城市告示 第12号
 平成22年12月24日 新城市告示 第69号
 平成23年 6月27日 新城市告示 第49号
 平成30年 7月 9日 新城市告示 第85号
 令和 元年 6月18日 新城市告示 第14号
 令和 3年10月 1日 新城市告示 第117号

IV. 特別用途地区

平成14年 3月29日 新城市告示 第 17号

平成21年 3月30日 新城市告示 第 13号

平成22年12月24日 新城市告示 第 70号

令和 3年10月 1日 新城市告示 第 118号

新城市特別用途地区建築条例 (平成17年 条例第174号)

(条例一部改正 平成22年 条例第55号)

(条例一部改正 平成30年 条例第18号)

(条例一部改正 令和 3年 条例第22号)

建築基準法による、建築物の用途、容積率、建ぺい率等の規制

(用途地域の変遷 昭和46年2月15日～平成7年11月30日)

	説明	内 訳 (ha)						
		S46.2.15	S47.9.16	S53.9.1	S54.12.21	S58.11.11	S60.4.15	H2.12.26
第一種住専	良好な低層住宅地の環境を保護	—	36	36	36	36	36	36
第二種住専	良好な中高層住宅地の環境を保護	—	64	64	59	59	59	59
住 居	主として住居の環境を保護	286.5	165	165	197	200	206	212
近隣商業	近隣住民に対する日用品供給を主たる目的とする商業の利便の増進	—	9	9	9	9	15	15
商 業	主として商業、その他の業務の利便と増進	8.5	10	10	10	10	10	10
準工業	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便と増進	—	8	8	3	3	7	7
工業	主として工業の利便を増進	105	108	108	86	86	48	48
工業専用	工業の利便を増進	—	—	61	61	61	83	103
計		400	400	461	461	464	464	490

(用途地域の変遷 平成7年12月1日～令和3年10月1日)

用途地域の種類	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	告示年月日									面積(ha)	
						H7.12.1	H12.10.31	H14.3.29	H21.3.30	H22.12.24	H23.6.27	H30.7.9	R1.6.18	R3.10.1		
第一種低住専	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	5/10以下	3/10以下	—	—	10m	約 27	約 27	約 27	約 27	約 27	約 27	約 22	—	—	
第二種低住専	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
第一種中高住専	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 54	約 54	約 54	約 54	約 54	約 54	約 54	約 58	約 42	
第二種中高住専	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 19	約 19	約 19	約 19	約 19	約 19	約 19	約 19	約 48	
第一種住居	住居の環境を保護するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 181	約 181	約 181	約 181	約 181	約 179	約 182	約 197	約 181	
第二種住居	主として住居の環境を保護するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 26	約 26	約 26	約 26	約 26	約 28	約 30	約 33	約 32	
準住居	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	約 4.6	
田園住居	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
近隣商業	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 15	約 15	約 15	約 15	約 15	約 15	約 15	約 15	約 7.7	
商業	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	40/10以下	8/10以下	—	—	—	約 10	約 10	約 10	約 10	約 10	約 10	約 10	約 10	約 6.9	
準工業	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 7	約 7	約 7	約 7	約 7	約 7	約 7	約 7	約 17	
工業	主として工業の利便を増進するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 48	約 48	約 61	約 76	約 76	約 76	約 76	約 76	約 76	
工業専用	工業の利便を増進するため定める地域	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 103	約 149	約 136	約 121	約 121	約 121	約 121	約 121	約 121	
合 計							約 490	約 536	約 536	約 536	約 536	約 536	約 536	約 536	約 536	

* 市街化調整区域 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 20/10以下
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合 6/10以下

V. 準防火地域 (近隣商業と商業地域の全部及び第一種住居地域、第二種住居地域の一部)

昭和55年	4月15日	新城市告示	第18号	24ha
昭和60年	4月18日	新城市告示	第15号	29ha
土地の区域 (次のそれぞれの区域の一部)……字屋敷、字西新町、字宮ノ前、字宮ノ西、 字的場、字町並、字東入船、字西入船、字橋向、字南畑及び野田、杉山、 平井				
平成22年	12月24日	新城市告示	第71号	29ha
令和3年	10月1日	新城市告示	第119号	約29ha

VI. 都市計画施設

(1) 道路

昭和39年	8月5日	建設省告示	第2001号
昭和44年	5月20日	建設省告示	第2706号
昭和48年	3月30日	愛知県告示	第281号
昭和48年	3月31日	新城市告示	第7号
昭和53年	8月7日	愛知県告示	第864号
昭和53年	8月7日	新城市告示	第32号
平成元年	9月29日	愛知県告示	第914号
平成9年	9月8日	愛知県告示	第707号
平成12年	8月18日	愛知県告示	第679号
平成15年	4月4日	愛知県告示	第330号
平成22年	12月24日	愛知県告示	第772号
平成22年	12月24日	新城市告示	第74号
令和2年	8月28日	愛知県告示	第314号
令和2年	8月28日	新城市告示	第106号

(m)

告示年月日	S39.8.5	S44.5.20	S48.3.30	S53.8.7	H1.9.29	H9.9.8	H12.8.18	H15.4.4	H22.12.24	R2.8.28
3・3・2 豊川新城線 (城北線)	W=18 L=7,990 新城市管内	W=20 幅員変更 L=7,940	W=23 路線及び 路線番号変更 L=9,230	路線変更 L=8,870		終点変更 L=9,190	W=23 4車線		名称の変更	交差点箇所数 の変更
3・4・31 町並線	W=16 L=2,480		路線及び路線 番号変更 L=2,960				2車線		名称の変更	一部区間廃止 L=1,380
3・4・46 沖野線	W=16 L=1,200		路線及び路線 番号変更 L=1,190				2車線		名称の変更	交差点箇所数 の変更
3・4・59 新町線	W=16 L=600		路線番号変更				2車線		名称の変更	
3・4・68 野田城線	W=12 L=1,710	路線変更 L=1,790	路線番号変更		W=16 終点部 及び立体交差 L=1,930	橋梁部幅員変更	2車線		名称の変更	全線廃止
3・5・74 本宮線	W=12 L=1,080		路線番号変更	終点変更			2車線		名称の変更	
3・4・76 的場線	W=18 L=830		路線番号変更				2車線		名称の変更	一部区間廃止 L=100
3・4・201 入船線	W=16、18 L=2,250	延長変更 L=2,690	路線番号変更				W=16 2車線 路線番号変更		名称の変更	一部区間廃止 L=2,080
3・3・202 栄町線	W=25 L=360		路線番号変更					駅前広場2車線 L=310	名称の変更	
計	L=18,500	L=18,970	L=20,730	L=20,370	L=20,510	L=20,830	L=20,830	L=20,780	L=20,780	L=15,930

道路整備状況

路線名	整備延長(暫定含む)	事業実施中延長	未着手延長
3・3・2 豊川新城線	8,700	490	0
3・4・31 町並線	350	0	1,030
3・4・46 沖野線	1,190	0	0
3・4・59 新町線	600	0	0
3・4・68 野田城線	1,170	0	760
3・5・74 本宮線	1,080	0	0
3・4・76 的場線	100	0	0
3・4・201 入船線	2,080	0	0
3・3・202 栄町線	135	0	175

(2)公園

昭和52年 8月23日	新城市告示 第 27号	平成22年12月24日	愛知県告示 第782号
昭和52年11月25日	愛知県告示 第 1191号	平成22年12月24日	新城市告示 第 75号
昭和55年11月26日	新城市告示 第 47号		
平成12年 9月22日	愛知県告示 第 746号		
平成17年 3月 3日	新城市告示 第 10号		

都市計画公園の経緯(都市計画決定された公園)

(ha)

告示年月日	S52.8.23	S52.11.25	S55.11.26	H12.9.22	H17.3.3	H22.12.24	計
2・2・501大洞山公園	0.15					名称変更	0.15
2・2・502スハ山公園	0.07					名称変更	0.07
2・2・503城北東部公園			0.36			名称変更	0.36
2・2・504市場台北公園					0.30	名称変更	0.30
2・2・505市場台南公園					0.29	名称変更	0.29
2・2・506市場台西公園					0.20	名称変更	0.20
2・2・507田町川南公園					0.11	名称変更	0.11
9・6・1新城総合公園 (県営)		64.30		公園番号変更 区域変更		名称変更	64.30
計	0.22	64.30	0.36	0.00	0.90		65.78

新城総合公園 面積 64.3ha

第1期事業 面積 28.1ha

主な施設 野球場、競技場、テニスコート、自由広場、
クラブハウス、駐車場、陸上競技場、中央広場

第2期事業 面積 36.2ha

主な施設 芝生広場、弓道場、管理棟、駐車場、虹の階段、
子供の森、展望広場、学習の森、紅葉の森、
入口広場、空の広場、わんぱく広場、
ニュースポーツ広場、屋根付きスポーツ広場

(3) 下水道

① 都市計画決定

昭和37年 3月22日	建設省告示第706号	(都市下水路)
昭和50年 9月 5日	新城市告示第 37号	
昭和56年10月 8日	新城市告示第 38号	
昭和63年 8月22日	新城市告示第 39号	
平成 3年 9月24日	新城市告示第 47号	
平成22年12月24日	愛知県告示第802号	
平成22年12月24日	新城市告示第 76号	
計画決定面積	408ha	
計画人口	14,700人	
下水排除方式	分流式	
降雨強度	50mm/h (5年確率)	
降雨強度公式	$I=4600/(t+32)$	
雨水流出量算定式	$Q=1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$	
排水区域	34排水区	
処理分区	4処理分区	

② 公共下水道計画認可(下水道法第4条)

昭和50年12月17日	県知事認可
昭和57年 3月25日	県知事認可(変更)
昭和63年 8月26日	県知事認可(変更)
平成 4年 3月26日	県知事認可(変更)
平成 5年 3月19日	県知事認可(変更)
平成 8年 2月 2日	県知事認可(変更)
平成12年 2月 4日	県知事認可(変更)
平成15年 4月11日	県知事認可(変更)
平成20年 3月25日	県知事認可(変更)
平成20年11月25日	県知事認可(変更)

協議申出

平成24年10月 2日	県知事回答(変更)
平成30年 3月23日	県知事回答(変更)

事業期間

昭和50年12月17日～平成37年 3月31日			
汚水計画面積	540ha	雨水計画面積	282ha
水洗化人口	15,230人		
日平均汚水量	7,332m ³ /日		
日最大汚水量	8,776m ³ /日		
時間最大汚水量	12,974m ³ /日		

③事業認可決定(都市計画法第63条第1項)

昭和37年 8月 1日 県知事認可 建設省告示第188号 (都市下水道)

昭和51年 1月 9日 県知事認可 愛知県告示第14号

昭和57年 6月28日 県知事認可(変更) 愛知県告示第678号

昭和63年 8月31日 県知事認可(変更) 愛知県告示第770号

平成 2年 6月11日 県知事認可(変更) 愛知県告示第537号

平成 5年 3月19日 県知事認可(変更) 愛知県告示第316号

平成 8年 2月 2日 県知事認可(変更) 愛知県告示第 79号

平成12年 2月 4日 県知事認可(変更) 愛知県告示第 90号

平成15年 4月11日 県知事認可(変更) 愛知県告示第347号

平成20年 3月25日 県知事認可(変更) 愛知県告示第195号

平成20年11月25日 県知事認可(変更) 愛知県告示第634号

平成24年10月12日 県知事認可(変更) 愛知県告示第598号

平成30年 3月23日 県知事認可(変更) 愛知県告示第162号

認可期間

昭和51年 1月 9日～平成37年 3月31日

認可面積

汚水整備面積 385ha

雨水整備面積 282ha

(4)ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)

平成 9年 4月 1日 新城市告示第19号

平成22年12月24日 新城市告示第77号

施設名 新城市クリーンセンター

所在地 新城市日吉字樋田地内

面積 約 18,400m²

処理能力 60t/日

(5)火葬場

平成 6年 2月18日 新城市告示第 8号

平成22年12月24日 新城市告示第78号

施設名 しんしろ斎苑

所在地 新城市庭野字玉の木及び字大沢地内

面積 約 25,200m²

処理能力 5体/日

VII. 地区計画

平成14年10月 4日 新城市告示第29号	
平成22年12月24日 新城市告示第72号	
名称	八名井企業団地地区計画
位置	新城市八名井字赤松、朝拝、大上ミ屋敷、笠上、一畝田字大谷の各一部
面積	約 8.4 ha
地区計画の目標	製造業を中心とした潤いのある中小企業団地としての用途、景観の形成を図ることを目標とする

平成21年 3月30日 新城市告示第11号	
平成22年12月24日 新城市告示第73号	
名称	杉山住宅団地地区計画
位置	新城市杉山字建長寺、字柴先の各一部
面積	約 1.8 ha
地区計画の目標	中心市街地の既存ストックを活用しつつ、周辺環境との調和に配慮した優良な住宅団地としての環境の形成と保全を図ることを目標とする

平成23年 6月27日 新城市告示第50号	
令和 4年 4月 1日 新城市告示第43号	
名称	的場地区計画
位置	新城市字的場、及び字宮ノ後の各一部
面積	約 2.2 ha
地区計画の目標	一団の低・未利用地の有効活用を図りつつ、中心市街地の活性化を図るため、商業と住居が調和した市街地の形成を目標とする

平成29年10月30日 新城市告示第107号	
名称	新城IC周辺地区計画
位置	新城市八束穂字イバラ、字東田 浅谷字井原及び大海字井原の各一部
面積	約 6.3 ha
地区計画の目標	生産・物流拠点として良好な工業地としての環境を構築すると共に、周辺の自然環境・住環境と調和した緑豊かな工業団地の形成を図ることを目標とする。

令和 4年 4月 1日 新城市告示第44号	
名称	国道151号沿道(豊栄)地区計画
位置	新城市豊栄字鳥居前の一部
面積	約 2.0 ha
地区計画の目標	交通利便性の高い立地条件を活かし、市民の日常生活を支える商業機能を集積するとともに、周辺環境に配慮した良好な商業地の形成を目標とする。

上記の5つの地区計画区域において適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に地区整備計画の区域内における建築物に関する制限を定めている。

新城市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例

(平成21年 条例第33号) (平成23年 条例第19号 一部改正)
 (平成22年 条例第55号 一部改正) (平成29年 条例第19号 一部改正)
 (平成23年 条例第13号 一部改正) (令和 4年 条例第 9号 一部改正)

平成30年 7月 9日 新城市告示第84号	
名称	城北西部地区計画
位置	新城市字宮ノ後、片山字西野畑、杉山字建長寺の各一部
面積	約 5.3 ha
地区計画の目標	にぎわい形成やまちなか居住に適した土地利用の促進を図るため、都市基盤の整備された良好な市街地の形成を目標とする。

令和元年 6月18日 新城市告示第15号	
名称	石田・橋向地区計画
位置	新城市字橋向、字南畑、字八幡、石田字黒坂、石田字南畑、石田字八幡、石田字東末旨の各一部
面積	約 14.6 ha
地区計画の目標	利便性の更なる向上やまちなか居住を図るために適切な土地利用を誘導し、都市基盤の整備された良好な市街地の形成を目標とする。

令和元年 6月18日 新城市告示第16号	
名称	平井地区計画
位置	新城市平井字沖野、平井字原、平井字道目木、平井字ノナカの各一部
面積	約 7.6 ha
地区計画の目標	利便性と快適性を備えた豊かな生活空間への定住促進を図るため、都市基盤の整備された良好な市街地の形成を目標とする。

10 都市計画施設事業実施状況 (令和4年4月1日現在)

I. 街路事業(市事業分)

(千円)

路線名 \ 項目	事業年度	総事業費	改良済 延長・巾員 m	主な構造物
沖野線	S41～S45	66,000	L= 570 W=16.0	ボックスカルバート 1
本宮線	S44～S48	91,624	L=1,080 W=12.0	
入船線	S45～H 7	2,031,898	L=1,634 W=18.0	暗渠工 3
			L= 448 W=16.0	
的場線	S55～S60	417,003	L= 112 W=18.0	
野田城線	S57～S63	208,100	L= 216 W=12.0	
新町線	H 8～H15	1,125,000	L= 337 W=16.0	
栄町線	H15～H19	995,153	L= 135 W=25.0	
計			L=4,532	

※変更や廃止路線整備事業費も含む

II. 公園事業

(千円) (ha)

路線名 \ 項目	事業年度	総事業費	供用 開始面積	主な整備器具等
スハ山公園	S52～S53	3,500	0.07	砂場・スベリ台・ラダー
大洞山公園	S54	1,500	0.15	砂場・ブランコ・電話遊具
新城総合公園	S52～H14	11,180,000	64.30	野球場・競技場・学習の森・弓道場 自由広場・テニスコート・駐車場 陸上競技場・芝生広場・わんぱく広 場・虹の階段・展望広場・子供の森 ニュースポーツ広場・屋根付き広場・ 和風庭園
城北東部公園	S56～S57	20,000	0.36	ブランコ・スベリ台・スイング遊具 鉄棒・便所・砂場
有海緑地公園	S55. 3移管		4.03	野球場・駐車場・水飲場・便所・テニス コート
緑が丘第1公園	S60. 3移管		2.05	スベリ台・ブランコ・遊歩道・砂場
大宮公園	H元. 5移管		0.33	スベリ台・ブランコ・鉄棒・東屋・便所
市場台北公園	H17	42,583	0.30	複合遊具・鉄棒・スプリング遊具・スベリ 台・ブランコ・掲示板・東屋・便所
市場台南公園	H18	41,447	0.29	複合遊具・クライミング遊具・スプリング遊 具・タイヤ遊具・スベリ台・東屋・便所
田町川南公園	H19	8,352	0.11	健康快道・シットアップ・ぶら下がり・背 伸ばしベンチ・東屋
柴先公園	H23. 6移管		0.05	スベリ台・スプリング遊具・健康遊具・ 東屋
田町川北公園	H23	12,075	0.05	砂場・ブランコ

Ⅲ. 下水道事業

	事業年度	事業費	整備面積
流域関連公共 下水道(汚水)	S 50~R 3	百万円 13,122	ha 470
〃 (雨水)	S 50~H 29	百万円 520	ha 96

Ⅳ. 土地区画整理事業

(1) 施行済

箇所	事業年度	事業費	施行面積	主な内容
城北東部	S 47~ 58 換地処分公告 S54.12.14	千円 187,160	ha 11.1	道路用地 26,949㎡ 公園用地 3,574㎡
半場川	S 62~H 6 換地処分公告 H4.10.9	千円 216,400	ha 4.0	道路用地 5,227㎡ 公園用地 2,030㎡
田町川	H 13~H 22 換地処分公告 H22.3.19	千円 661,420	ha 3.5	道路用地 7,359㎡ 公園用地 1,652㎡
上市場	S 59~H 26 換地処分公告 H15.12.12	千円 1,307,000	ha 16.7	道路用地 35,804㎡ 公園用地 5,018㎡

11 準都市計画区域の指定並びに決定状況

I. 準都市計画区域の指定

平成22年12月24日 愛知県公告

準都市計画区域	252ha
---------	-------

II. 特定用途制限地域

平成22年12月24日 新城市告示第79号

新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例
(平成22年 条例第54号)